

新型コロナウイルスワクチン接種にかかる名古屋市健康被害救済申請支援制度

令和5年4月から市独自の支援制度がスタートします

新型コロナワクチン接種後の副反応及び副反応を疑う症状で医療機関を受診した市民に対し、
予防接種健康被害救済制度の申請を支援いたします。

支給対象者

新型コロナワクチンの接種を受けた後、国の予防接種健康被害救済制度の医療費・医療手当等の請求を市へ行い、市がその申請を適正と認めた方

- ・本制度が開始するまでに国の予防接種健康被害救済制度の申請をした方についても、さかのぼって申請が可能です。
- ・健康被害の原因となったワクチン接種時に名古屋市に住民票があった方が対象です。

支給金額

国に申請した
医療費自己負担分

3/4



国への申請で
要した

文書費用



県見舞金
申請額

国に申請した
医療費自己負担分 1/2



初回の国の予防接種健康被害救済申請を行った際の、医療費(自己負担分)の4分の3に相当する額と、申請に係る文書費用(カルテや診断書の取得費用等)の合計金額から、他自治体による見舞金制度等の給付を受けることが可能な場合は、その額を差し引いた額

- ・文書費用の領収書等の提出が出来ない場合は、文書費用に関する支給金額を1医療機関あたり5,000円とします。
- ・治療継続中であつたとしても、初回の国の予防接種健康被害救済制度の申請のみが支援制度の対象となります。

申請方法

STEP1

書類の準備



<必要書類>

- ☑ 国の予防接種健康被害救済制度
の申請書類一式
- ☑ 名古屋市健康被害救済申請支援金
支給申請書兼請求書(様式1号)
- ☑ 文書費用の金額がわかる領収書等の写し
- ☑ 振込先口座が確認できる書類

STEP2

書類の提出



<提出・お問い合わせ先>

- 国の予防接種健康被害救済制度の申請
がすでにお済みの方

名古屋市健康福祉局

新型コロナウイルス感染症対策室

- ・国の予防接種健康被害救済制度の申請書類
一式の提出は不要(市から申請に必要な
書類、返信用封筒等をお送りします)

- 国の予防接種健康被害救済制度の申請
をこれからする方

ワクチン接種時に住民票があった区の
保健センター保健予防課



愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金の
申請がお済みでない方へ

市支援制度を申請する方は、愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金も必ずご申請ください。